

ハッシュタグ「#ながよらいふ」 利用規約

長与町公式インスタグラムアカウントにおいて運営するハッシュタグ「#ながよらいふ」に関して、次のとおり取り扱うこととします。

(画像等の活用)

- 1 ハッシュタグ「#ながよらいふ」をつけて投稿いただいた写真・動画については、Instagram 利用規約、Instagram データに関するポリシー、長与町公式インスタグラムアカウント運用ポリシーおよび本利用規約に基づき運用します。
- 2 ハッシュタグ「#ながよらいふ」をつけて投稿された写真・動画については、長与町公式インスタグラムアカウントで活用させていただく場合があります。この場合、投稿者に対し個別にお知らせすることはありませんので、ご了承ください。なお、長与町ホームページ、広報誌、その他の媒体や事業で活用させていただく場合には、長与町公式アカウント（@nagayo_official）からダイレクトメッセージ等で連絡させていただきます。

(投稿内容)

- 3 長与町内の魅力的な、次のカテゴリーに該当する写真・動画を広く募集します。ハッシュタグ「#ながよらいふ」をつけて投稿してください。
 - (1) 自然・歴史・文化（自然・歴史・文化に会える場所など）
 - (2) 子育て情報（子育てに関する町の施策やイベントなど）
 - (3) 仕事（素敵なお店、長与の名物など）
 - (4) 快適な生活環境（好きな景色や場所など）
 - (5) 健康な暮らし（お気に入りの散歩コースなど）
- 4 次の内容に当てはまる投稿は、ご遠慮ください。該当する写真・動画については、本町での取り扱いはいたしません。
 - (1) 公序良俗に反する内容
 - (2) 売買およびそれに準ずる行為、特定サイトおよびアドレスの掲示や宣伝行為の意味を含んだもの
 - (3) 当アカウントの運営を妨げ、信頼を毀損するような行為を含んだもの
 - (4) 当アカウントのテーマ意図と異なるもの
 - (5) 特定のキャラクターやタレントの権利に抵触する恐れのあるもの
 - (6) 個人、企業、団体などの誹謗中傷や、プライバシーを侵害するもの
 - (7) 町または第三者の著作権、商標権、肖像権その他知的財産権を侵害する内容
 - (8) 広告、宣伝、勧誘、営業活動など営利目的の内容
 - (9) 政治活動、選挙活動、宗教活動またはこれらに類似する内容
 - (10) なりすましアカウントによる投稿と思われるもの
 - (11) その他投稿に不適切と判断されるもの

(著作権・肖像権)

5 著作権や肖像権に関するトラブルは、本町は責任を負いません。特に、他人の著作物を撮影し、それを素材に加工や合成をすると著作権の侵害に当たる場合がありますのでご注意ください。また、人物の写真・動画を投稿する場合は、被撮影者の了解を得たもののみとしてください。

(その他)

6 長与町は、当利用規約を予告なく変更する場合があります。

【問い合わせ】

長与町秘書広報課広報広聴係

電話：095-883-1111（代表） FAX:095-883-1464

メールアドレス：hisho@nagayo.jp